

感 第 3 0 8 号
令和 4 年 7 月 1 5 日

一般社団法人 島根県医師会長 }
各 郡 市 医 師 会 長 } 様
各 病 院 長 }

島根県健康福祉部長
(感 染 症 対 策 室)
(公 印 省 略)

「令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金（個別接種促進のための支援）の交付について」の一部改正について（通知）

平素より、感染症予防対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、「令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金（個別接種促進のための支援）の交付について（通知）」（令和 4 年 5 月 18 日付け感第 145 号。）において、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、個別接種に協力する医療機関への支援（以下、「個別接種促進事業」という。）に係る補助金の交付についてお知らせしたところです。

このたび、厚生労働省において個別接種促進事業の延長が示されたことを受け、同通知の別添「令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱（個別接種促進のための支援）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

島根県健康福祉部感染症対策室

ワクチン接種支援グループ

TEL:0852-22-6176, 6175 FAX:0852-22-6905

E-mail: corona-vaccine@pref.shimane.lg.jp

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱（個別接種促進のための支援）新旧対照表

改正後	改正前
<p>令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱 （個別接種促進のための支援）</p> <p>第1条～第2条 〔略〕</p> <p>（意義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 〔略〕</p> <p>（4） 対象期間 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間</p> <p>ア 令和4年4月1日から令和4年6月4日</p> <p>イ 令和4年6月5日から令和4年8月6日</p> <p>ウ <u>令和4年8月7日から令和4年9月30日</u></p> <p>（5）週 日曜日から土曜日の7日間</p> <p>ただし、令和4年4月3日の週については、令和4年4月1日から令和4年4月2日を含めた9日間としても差し支えないものとする。</p> <p><u>また、令和4年9月25日の週については、令和4年9月25日から令和4年9月30日までの6日間とする。</u></p> <p>第4条～第10条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>2 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。</u></p>	<p>令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱 （個別接種促進のための支援）</p> <p>第1条～第2条 〔略〕</p> <p>（意義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 〔略〕</p> <p>（4） 対象期間 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間</p> <p>ア 令和4年4月1日から令和4年6月4日</p> <p>イ 令和4年6月5日から令和4年8月6日</p> <hr/> <p>（5）週 日曜日から土曜日の7日間</p> <p>ただし、令和4年4月3日の週については、令和4年4月1日から令和4年4月2日を含めた9日間としても差し支えないものとする。</p> <hr/> <p>第4条～第10条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
(個別接種促進のための支援)

(通則)

第1条 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金(個別接種促進のための支援)(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和4年4月1日医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号別紙。以下「国実施要綱」という。)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナウイルスワクチン」という。)の個別接種に協力する医療機関への支援を行うことで、当該ワクチンの効果的・効率的な接種を進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個別接種促進事業 国実施要綱3(21)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業のうち、ウ(イ)個別接種促進のための支援
- (2) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に基づく病院
- (3) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に基づく診療所
- (4) 対象期間 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間
 - ア 令和4年4月1日から令和4年6月4日
 - イ 令和4年6月5日から令和4年8月6日
 - ウ 令和4年8月7日から令和4年9月30日
- (5) 週 日曜日から土曜日の7日間
ただし、令和4年4月3日の週については、令和4年4月1日から令和4年4月2日を含めた9日間としても差し支えないものとする。
また、令和4年9月25日の週については、令和4年9月25日から令和4年9月30日までの6日間とする。

(交付要件及び算定方法)

第4条 補助金は、個別接種促進事業の規定に基づき、対象期間の各区分において、以下の要件を満たした診療所及び病院に対し交付する。

(1) 診療所における取組への支援

ア 対象施設

新型コロナウイルスワクチンの接種を行う診療所。

イ 交付要件及び算定方法

次の①から③のいずれかの要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。

① 1週間に100回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合

1週間に100回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり2,000円を乗じた額(ただし、②もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。)

② 1週間に150回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合

1週間に150回以上の接種をした週における接種回数に対して接種1回当たり

3,000円を乗じた額（ただし、①もしくは③により交付を受ける週の接種回数は対象としない。）。

③ 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額（ただし、①もしくは②による交付を受けない週に属する日に限る。）。

(2) 病院における取組への支援

ア 対象施設

新型コロナウイルスワクチンの接種を行う病院。

イ 交付要件及び算定方法

次の①の要件を満たした場合に、以下の金額を交付する。なお、②の要件を満たす場合には、①に加えて②による金額を交付する。

① 1日に50回以上の接種を行った日がある場合

1日に50回以上の接種を行った日数に対して1日当たり10万円を乗じた額。

② 病院が特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上の接種をした日が1日以上ある週が4週間以上ある場合

1日50回以上の接種をした日における、特別な接種体制として新型コロナウイルスワクチン接種に従事した人員の従事時間数を週ごとに合計（小数点以下切り捨て）し、週ごとの従事時間数を合算した時間数に以下の単価を乗じた額。

- ・医師 1人1時間当たり7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり2,760円

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 各対象期間の終了後、補助金の交付対象となる診療所及び病院の長は、対象期間ごとに別に定める日までに、知事に対し、補助金の申請及び実績報告をするものとする。

2 前項の申請方法等については、知事が別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び実績報告書を受け取った場合には、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、交付すべき額を確定するものとする。

2 知事は、前項において補助金の交付を決定及び確定したときは、遅滞なく申請を行った者に対し通知を行い、当該申請を行った者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の申請に関する証拠書類等の管理については、補助金とその交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(VRSとの照合)

第8条 知事は、診療所及び病院が報告した新型コロナウイルスワクチンの接種実績について、別途国より提供されるウイルスワクチン接種記録システム（以下、「VRS」という。）における接種実績と照合を行い、VRS上の接種実績と明らかな乖離がある場合には、報告者に対し照会及び是正の対応を行う。

2 前項により交付内容の是正が必要な場合は、知事が別に定める方法により是正の手続きをするものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた後に補助要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。